

下呂市監査告示 第6号

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第199条第4項の規定に基づき
定期監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表します。

平成29年12月25日

下呂市監査委員 杉山好巳

下呂市監査委員 中島博隆

平成 2 9 年度
定期監査結果報告書

下 呂 市 監 査 委 員

定期監査報告書

1 監査の対象

平成29年度上半期の各部課等の財務に関する事務の執行について監査を実施しました。

【市長公室】	危機管理課 市民活動推進課 秘書広報課 企画課 地域再生計画推進室
【総務部】	総務課 財務課 市民課 税務課 債権管理室
【生活部】	上下水道課 生活課
【健康福祉部】	社会福祉課 高齢福祉課 児童福祉課 健康医療課 小坂診療所管理課 たけはらこども園 わかあゆ保育園
【農林部】	農務課 林務課
【観光商工部】	観光課 商工課 観光施設（下呂温泉合掌村）
【建設部】	土木課 建築課
【環境部】	環境課 環境施設課
【小坂振興事務所】	小坂地域振興課
【萩原振興事務所】	萩原地域振興課
【下呂振興事務所】	下呂地域振興課
【金山振興事務所】	金山地域振興課
【馬瀬振興事務所】	馬瀬地域振興課
【消防本部】	消防総務課 予防・通信課
【教育委員会】	教育総務課 学校教育課 下原小学校 東第一小学校 中原小学校 宮田小学校 竹原中学校 萩原南中学校
【市立金山病院】	事務課
【会計】	会計課
【議会事務局】	議会総務課
【監査委員事務局】	監査課

2 監査の期間

平成29年11月1日から平成29年11月22日まで

3 監査の方法

監査の対象となった財務に関する事務の執行について、合規性を主眼とし、経済性・効率性・合理性の視点にも留意して、各部課等から提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて、証憑突合その他通常実施すべき監査手続きを実施しました。

4 監査の結果

監査の結果、財務に関する事務の執行及び経営にかかる事業の管理については、おおむね適正に執行されているものと認めました。

なお、その都度、改善や検討を求めた軽易な事項及び改善中や具体的に改善計画のある事項については記述を省略しますが、次の事項について改善または検討してください。

【指摘事項】

○舞台峠ドーム管理等業務委託について

舞台峠ドーム管理等業務は委託され、業務の範囲と内容については、委託契約の仕様書で施設貸出業務及び施設管理業務となっています。しかしながら、仕様明細書で、使用許可証の発行など使用許可に関する業務が定められ、行政処分に該当する、施設の使用許可行為が事実上受託者において行われています。使用許可は設置者たる市の管理権限であり、委託することはできないことから適正を欠きます。

(市長公室 市民活動推進課)

○しらさぎ座観覧席改修工事請負契約について

下呂温泉合掌村における、しらさぎ座観覧席改修工事（設計金額 324 万円）は、下呂市契約規則第 26 条及び見積書徴取基準により 3 者から見積書を徴取して施工業者を選定、随意契約の方法により発注され、見積参加業者については、「現場を熟知しており、過去に合掌村施設の改修・修繕実績がある」者となっています。しかしながら、施行伺に随意契約とする根拠条文は明記されておらず、随意契約によることができる場合を規定する地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項の各号に照らしても、随意契約とすることの妥当性は認められませんでした。

当該契約は高落札率になっていることから、地方公共団体の契約は、一般競争入札によることが原則（地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項）となっており、指名競争入札などとともに、例外として随意契約が認められているとの認識に立ち、今後は入札を実施するなど、適正な契約事務の執行に努めてください。

(下呂温泉合掌村)

○飛騨小坂おんたけパノラマウォーキング&ジョギング大会共催の決裁について

飛騨小坂おんたけパノラマウォーキング&ジョギング大会の開催について、市が、小坂町商工会及び飛騨小坂観光協会と共催することで起案、決裁されています。しかしながら、下呂市事務決裁規程で副市長決裁とすべきところ、部長決裁となっていました。言うまでもなく、共催は後援と異なり、主催と同様に大会の責任を負うことになり、決裁は、そうしたことの意思決定を行うものであることから、適正な事務処理に努めてください。

(小坂振興事務所 小坂地域振興課)

○下呂市体育協会の事務について

市体育協会の事務については、下呂市萩原あさぎり体育館、萩原あさぎり総合グラウンド、飛騨川公園及び桜谷公園の指定管理業務のひとつとして基本協定で定められ、指定管理者において行われています。しかしながら、市体育協会事務を指定管理業務とすることは、地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者制度の範囲を逸脱していることから、適正を欠きます。

(市長公室 市民活動推進課)

【意見】

○金山保健センターの有効利用について

金山保健センターは、現在、乳幼児検診集団指導、介護予防教室等で使用されていますが、事務所機能の振興事務所への移転に伴い、使用頻度は著しく低い状況となっています。

平成28年度の年間使用日数は、指導室45日（月平均3.8日）、診察室18日（同1.5日）、リハビリ室27日（同2.3日）となっており2階部分は使用されていません。平成29年4月から9月までの6か月の使用日数は、指導室21日（月平均3.5日）、診察室13日（同2.2日）、リハビリ室20日（同3.3日）となっており2階部分の使用は1日のみとなっています。その一方で、電気料等の維持管理費は、併設のゆったり館等との按分により、平成28年度の市（センター）負担分は365万177円、平成29年度は10月までで224万2,872円となっています。

行政財産については、地方自治法第238条の4第1項で、貸し付け、交換、売り払い、譲与等が禁止されていますが、同条第7項で、その用途又は目的を妨げない限度においてその使用を許可することができるとされています（目的外使用許可）。また、平成18年地方自治法の改正により行政財産の貸付範囲が拡大され、同条第2項第4号で、合併や行政改革で発生した庁舎、学校等の空きスペースの有効活用が可能となっています。

こうしたことを踏まえ、維持管理費の削減については鋭意努力され、評価するところですが、同時に、センターの有効活用について、多角的に検討されることを要望します。

(健康福祉部 健康医療課)

○金山病院給食業務委託契約手続きについて

平成 29 年度の金山病院給食業務委託は、契約期間を 3 年と定め随意契約によることとして、平成 29 年 2 月 10 日に見積依頼、3 月 10 日に見積書が開封されていますが、見積依頼業者 5 者のうち 4 者が参加辞退し、その内 3 者の辞退理由は、「受託開始までの準備期間が短い」「人員確保が困難」となっています。見積書の提出が 1 者しかなかったことについて、その原因は見積書提出依頼時期であることから、担当課では改善すべき点として、次回の契約更新時には、少なくとも業務開始半年前に見積徴取することを申し送るとしています。このことについて、次の検討をしてください。

随意契約の理由は、地方公営企業法施行令第 21 条の 14 第 1 項第 2 号の「性質又は目的が競争入札に適しないもの」としています。同号と同様の規定である地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号については、最高裁判例（昭和 62 年 3 月 20 日判決民集 41 卷 2 号 189 頁）で、不動産の買入れ又は借入れに関する契約などの場合に限定されるものでないとして、「競争入札の方法によること自体が不可能又は著しく困難とはいえないが、不特定多数の者の参加を求め競争原理に基づいて契約の相手方を決定することが必ずしも適当でなく、当該契約自体では多少とも価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、普通地方公共団体において当該契約の目的、内容に照らしそれに相応する資力、信用、技術、経験等を有する相手方を選定しその者との間で契約の締結をするという方法をとるのが当該契約の性質に照らし又はその目的を究極的に達成する上でより妥当であり、」（抜粋）と判示しています。

しかしながら、金山病院給食業務委託契約手続きにおいては、食材単価制と管理費制が複合した契約という特殊性があるとしても、競争入札によることが不可能あるいは困難であるとは必ずしも言えず、また、随意契約であっても価格の有利性を考慮すべきとの観点から、当該随意契約に、価格の有利性よりも優先させる明確な理由や根拠があるのか疑問が残るところです。

以上のようなことから、契約方法については、今後、より公正性、透明性、経済性を確保するために、随意契約ではなく、性質及び目的が一般競争入札に適しない場合に採用される指名競争入札の方法によることとし、人員確保に要する受託者の準備期間等を考慮して、業務開始年度前の早い時期に入札を実施し落札者を決定するため、債務負担行為を設定することについて検討してください。

（金山病院 事務課）

○下呂市地域振興事業補助金について

市民の創意と工夫による魅力ある地域づくり事業を支援するための下呂市地域振興事業補助金について、平成 29 年度は本監査報告時（12 月 25 日現在）で 8 件 122 万 1,000 円が交付決定され、予算額 300 万円に対する交付決定額の割合は 40.7%となっています。同補助金制度の市民への周知方法は、市広報紙 1 回（4 月）、市ホームページ、区長会での説明となっていますが、交付決定された補助対象事業の中に、補助制度を知らず開催数 4 回（年）目で初めて補助金交付申請した事業があったことから、補助制度の周知は十分か検討する必要があると考えま

す。

については、市民が主体となった多分野にわたる地域活性化事業への支援の重要性と、補助金はより多くの市民・団体に活用されてこそ、より高い公平性が確保されるという観点から、更なる市民への周知に努力されることを要望します。

(市長公室 市民活動推進課)

○随意契約ガイドラインの作成について

随意契約については、地方自治法第 234 条第 2 項により、政令で定める場合に該当するときに限り認められているところですが、今回の定期監査で、指摘、意見として取り上げたように二つの公営企業会計において、随意契約とする根拠に疑義のある事例がありました。随意契約は、手続きが簡便であることがメリットのひとつとされていますが、安易に運用されてはならず、厳正な手続きが求められるところです。また、根拠条文のうち、とりわけ、地方自治法施行令第 167 条の 2（地方公営企業法施行令第 21 条の 14）第 1 項第 2 号（「性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」）は、具体的な規定となっておらず、解釈、判断に迷うところです。

随意契約については、平成 28 年度の定期監査において、特命随意契約についての妥当性などの問題に加え、ガイドラインの作成についても意見を述べてきました。これに対し、今後整備する旨の措置回答がありましたが現時点で未作成であることから、随意契約の適正な運用を確保するために、ガイドラインを早期に作成されるよう再度要望します。

(総務部 財務課)